

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年1月18日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 2200318 号

厚生局事案番号：関東信越（国）第 2200017 号

## 第1 結論

昭和 56 年＊月から昭和 62 年 6 月までの請求期間及び昭和 63 年 7 月から平成 7 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 36 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 56 年＊月から昭和 62 年 6 月まで  
② 昭和 63 年 7 月から平成 7 年 9 月まで

私が 20 歳になった昭和 56 年＊月は A 市 B 区に住んでおり、母が国民年金の加入手続をしてくれたと思う。昭和 58 年 4 月に私は大学入学のため C 県に転居したが、請求期間①の国民年金保険料は全て母が納付してくれていたと思う。また、請求期間②当時、私は D 市に住んでおり、各年度の保険料をその年度内に納付していた。請求期間①及び②について、保険料の納付記録がないので、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、請求者の母が国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれていたと思う旨陳述している。

しかしながら、請求者は自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の母は既に亡くなっていることから、請求期間①に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について確認することができない。

また、A 市 B 区は、保存期限経過のため、請求期間①当時の国民年金の加入及び保険料納付に係る資料はない旨回答しており、請求者の国民年金の加入及び保険料納付の状況について確認することができない。

さらに、請求期間当時、住民登録していた市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）が新規に付番される払出事務が行われていたところ、社会保険オンラインシステム及び紙台帳検索システムにおいて、請求者の氏名及びこれと類似する複数の氏名による検索を行ったものの、請求者に対して手帳記号番号が払い出された形跡はなく、請求期間①は国民年金の未加入

期間であり、制度上、国民年金保険料に係る納付書は発行されないため、保険料を納付することはできない。

2 請求期間②について、請求者は、各年度の国民年金保険料をその年度内に、D市役所のE出張所（現在は、F市民事務所）、G郵便局及びH銀行（現在は、I銀行）J支店で納付書により納付していた旨陳述している。

しかしながら、D市は、保存期限経過のため、請求期間②当時の国民年金の加入及び保険料納付に係る資料はない旨回答しており、請求者の国民年金の加入及び保険料納付の状況について確認することができない。

また、G郵便局及びI銀行J支店は、保存期限経過のため、請求期間②当時の入金記録、納付書等はない旨陳述している。

さらに、前述のとおり、請求者に対して手帳記号番号が払い出された形跡はなく、請求期間②は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料に係る納付書は発行されないため、保険料を納付することはできない。

3 請求期間①は＊月、請求期間②は87月で合計＊月となり、当該期間における複数の自治体において、これほど長期間にわたり、同一人の国民年金に係る記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

そのほか、請求期間①及び②について、請求者が国民年金に加入していたことをうかがわせる資料及び当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。